

短期給付
からの
お知らせ

組合員証等を 使用できなかったとき

組合員や被扶養者の皆さまが、旅先で急病になったりした場合など、やむを得ない事情で組合員証等を持たずに医療機関にかかったときは、医療費全額を自分で払い、あとで共済組合に申請して払い戻しを受けることができます。

このような給付を「療養費（家族療養費）」といいます。

なお、自己負担が一定額を超える場合は、「一部負担金払戻金」または「家族療養費附加金」を支給します。

また、海外で療養を受けたときの請求書類に係る規定が改正され、平成28年4月1日以降の請求分から、共済組合が請求された海外療養の内容について、当該海外療養を担当した者に照会することができます。よう当該海外診療を受けた者の同意書が必要となりました。



提出書類等

医療の内容	払い戻される額	必要書類
やむを得ず 保険医以外の医療機関にかかったとき	療養の給付の範囲内で査定された額の7割～9割(※)	<ul style="list-style-type: none"> ○療養費・家族療養費等請求書 ○診療報酬明細書(レセプト)の原本 ○医療費の領収書(原本) ○組合員証等を使用できなかった理由書
やむを得ず 組合員証等を提出できなかったとき		
以前加入していた保険者の健康保険証を使用したとき	療養の給付の範囲内で査定された額の7割～9割(※)	<ul style="list-style-type: none"> ○療養費・家族療養費等請求書 ○以前加入していた保険者が発行した診療報酬明細書(レセプト)の写し ○医療費を返還した際の領収書(原本) ○組合員証等を使用できなかった理由書
海外で療養を受けたとき	療養の給付の範囲内で査定された額の7割～9割(※)	<ul style="list-style-type: none"> ○療養費・家族療養費等請求書 ○診療内容明細書(海外用) ○領収明細書(海外用) ○組合員証等を使用できなかった理由書 ○海外療養費支給申請に伴う調査に関わる同意書 ○渡航が確認できる書類(パスポートの写し)
輸血(生血)の血液代	輸血(生血)を受けるときの血液代としての基準料金の7割～9割(※)	<ul style="list-style-type: none"> ○療養費・家族療養費等請求書 ○領収書(原本) ○輸血証明書
医師が必要と認めた治療用装具(コルセット・ギプスなど)	基準料金の7割～9割(※)	<ul style="list-style-type: none"> ○療養費・家族療養費等請求書 ○領収書(原本) ○保険医の証明書(原本)

医療の内容	払い戻される額	必要書類
医師の同意を得て受けた ときのはり・きゅう及び マッサージ代	基準料金の7割～9割(※)	○療養費・家族療養費等請求書 ○診療内容の分かる領収書(原本) ○保険医の同意書(原本)
9歳未満の小児の弱視、 斜視、先天白内障術後の 屈折矯正の治療用眼鏡・ コンタクトレンズ代	児童福祉法で規定される一定の 額を上限に、購入価格の7割～ 8割(※)	○療養費・家族療養費等請求書 ○領収書(原本) ○保険医の指示書の写し ○患者の検査結果
四肢のリンパ浮腫治療の ための弾性着衣等の購入 費用	医師に装用を認められた四肢の リンパ浮腫治療のために使用さ れる弾性着衣(弾性ストッキング 、弾性スリーブ、弾性グローブ) 及び弾性包帯を購入した場合に一定の額を上限に、購入価 格の7割～9割(※) ◎1度に購入する弾性着衣は2 着を限度。	○療養費・家族療養費等請求書 ○医師の弾性着衣等の装着指示書(原本) ○購入した際の領収書(原本)



※ 年齢と所得区分によって、負担割合が区分されています。

また「療養の給付の範囲内」とは、法律によって決められた金額を基本としているため、実際に支払われた金額と給付額に差が生じる場合があります。

請求方法

所属所の共済事務担当課へ必要書類をご提出ください。

※ 任意継続組合員の方は、共済組合へ直接請求してください。

請求の時刻

短期給付は、給付事由が生じた日の翌日から起算して2年間共済組合へ請求行為を行わないときには、その給付を受ける権利が時効により消滅しますので、請求の際にはお早目に手続きをしてください。

療養費(家族療養費)の支給要件等は、このほかにも詳しく定められておりますので、請求の際にはお気軽にご相談ください。